

生成 AI の利用ガイドライン
【第 2.0 版】

令和6年2月

千葉県

目次

第1	はじめに	2
第2	本ガイドラインで対象とする生成 AI サービス及び適用職員の範囲	2
1	本ガイドラインで対象とする生成 AI サービス	2
(1)	千葉県生成 AI 利用サービスとは	2
(2)	「Bard」とは	3
2	本ガイドラインで対象とする職員の範囲	3
第3	利用に際しての注意事項	4
1	千葉県生成 AI 利用サービス利用時の注意事項	4
(1)	データ入力に際しての注意事項	4
ア	個人情報等機密性の高い情報を入力しないこと。	4
(2)	生成物の利用に際しての注意事項	5
ア	生成物を鵜呑みにせず、根拠等をしっかり確認すること。	5
イ	権利侵害等となっていないかをしっかり確認すること。	6
ウ	生成物は、原則として取捨選択、修正加工を行った上で利用すること。生成物をそのまま利用した場合は、「千葉県生成 AI 利用サービスにより作成」と資料中に明記すること。	6
2	Bard 利用時の注意事項	7
(1)	データ入力に際しての注意事項	7
ア	原則として、千葉県生成 AI 利用サービスを利用し、Bard はインターネット上の情報を元に生成を行う必要がある場合にのみ利用すること。	7
イ	入力データが AI の学習データに利用されない設定を行った上で利用すること。	7
ウ	機密性を有する情報を入力しないこと。	7
(2)	生成物の利用に際しての注意事項	7
ア	生成物を鵜呑みにせず、根拠等をしっかり確認すること。	7
イ	権利侵害等となっていないかをしっかり確認すること。	8
ウ	生成物は、原則として取捨選択、修正加工を行った上で利用すること。生成物をそのまま利用した場合は、「Bard により生成」と資料中に明記し、チャット内容を記録しておくこと。	9
第4	その他	9

第1 はじめに

本ガイドラインは、各所属の職員の皆さんが千葉県情報セキュリティポリシーの範囲内で、業務上生成 AI を利用する際に注意すべき事項を定めたものです。

生成 AI は、業務効率の改善や新しいアイデア出しなどに役立つ一方で、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性があります。本ガイドラインの内容を十分に理解した上で、生成 AI を上手に利用してください。

また、業務の性質、内容等により、本ガイドラインで判断できないことがある場合は、デジタル推進課に確認するなどして、適正な利用が図られるよう努めてください。

第2 本ガイドラインで対象とする生成 AI サービス及び適用職員の範囲

1 本ガイドラインで対象とする生成 AI サービス

本ガイドラインで対象とする生成 AI サービスは、デジタル改革推進局が導入する「千葉県生成 AI 利用サービス」及びデジタル推進課が利用を指定するサービスとします。

なお、現時点のデジタル推進課が利用を指定するサービスは、無償で利用できる生成 AI サービスのうち、入力データが生成 AI に学習されない設定（＝オプトアウト）ができる「Bard」（Google 社提供）のみとします。

(1) 千葉県生成 AI 利用サービスとは

千葉県生成 AI 利用サービスとは、千葉県専用の生成 AI 利用環境であり、以下の特徴を有します。安全性が確保された環境となるため、生成 AI を利用する際は、基本的に、本サービスを利用してください。

- ① 入力データが生成 AI の学習データに利用されない設定となっている。（個別のオプトアウトが不要）
- ② 県専用の環境にデータが保護され、職員以外はアクセスできない。
- ③ 全職員に利用アカウントが付与され職員が個別にアカウントを作成する必要がない。
- ④ インターネット上の情報を踏まえた回答を生成することはできない。

（千葉県生成 AI 利用サービス システム構成イメージ）



(2)「Bard」とは

Bardとは、Google 社の提供する生成 AI サービスであり、以下の特徴を有します。

- ① 入力データが生成 AI の学習データに利用されないためには、個別に設定が必要となる。
(個別のオプトアウトが必要)
- ② インターネット上に公開された無償サービスであり、アカウントを作成すれば、誰でも利用できる。
- ③ 利用するためには職員が個別にアカウントを作成する必要がある。
- ④ インターネット上の情報を踏まえて回答を生成することが可能である。

*安全性が確保された利用環境である千葉県生成 AI 利用サービスとは、利用可能範囲が異なります。(利用範囲は、「第3 利用に際しての注意事項」のとおり。)

2 本ガイドラインで対象とする職員の範囲

本ガイドラインの適用範囲は、千葉県情報セキュリティポリシーの適用範囲(知事部局、行政委員会(公安委員会を除く。)、議会事務局及び地方公営企業)と同様とします。

なお、学校教育における生成 AI の利用については、文部科学省のガイドライン等をもとに、教育庁から各県立学校に情報提供していく予定ですので、本ガイドラインの適用対象外とします。

第3 利用に際しての注意事項

1 千葉県生成 AI 利用サービス利用時の注意事項

(1) データ入力に際しての注意事項

ア 個人情報等機密性の高い情報を入力しないこと。

千葉県生成 AI 利用サービスは、入力データが生成 AI の学習に使用されない設定がされており、職員しかアクセスできない等のセキュリティ対策を行っていますが、データがクラウド上に保存されることを踏まえ、万が一に備え、個人情報等の機密性の高い情報の入力を禁止します。

なお、個別の入力可否については、以下の例を参考に判断してください。

表1 千葉県生成 AI 利用サービスの入力可能範囲 (注)Bard の入力可能範囲は p. 7 参照

情報資産の例	入力可否
個人情報 ^{※1} 、法人情報、法令秘密情報、機密保持義務を課されている情報、訴訟・審査請求等に関する情報、地方公務員法第 34 条の「職務上知り得た秘密」に該当する情報等	不可
公表を前提としている文書、内部の通知文書、事案決定手続を経ていない企画検討資料、会議・打ち合わせ記録等	可能 ^{※2}
公開されている情報	可能

※1 職務の遂行に関わる公務員の職・氏名の情報は、公務員の私事に関する情報が含まれる場合を除き、入力可能とします。

※2 個人情報や職務上知り得た情報に関する秘密等が含まれるものは入力不可

✓ 個人情報のマスキングについて

氏名等の個人情報については、氏名等の消去・マスキングその他の匿名化措置(以下「匿名化」という。)をしても、

- ①それ以外のデータから特定の個人を識別できる場合
- ②一般的に公開されている情報や県が保有する情報と入力情報とを照合して特定の個人が識別できる場合

には、匿名化した情報も個人情報に該当するため、入力することはできません。

解説

個人情報や個人の属性に関する情報を匿名化する場合は、単に氏名等を消去・マスキング等すれば個人情報に該当しなくなると安易に考えるのではなく、個人の特定につながらないよう慎重な検討が必要になります。

未公開の会議録を要約させるような場合は、会議録中の氏名等の個人情報や個人

の属性に関する情報を、上記の観点から匿名化した上で、さらに個人の特定につながる情報がないかを確認して入力すべきと解釈されます。

✓ 職務上知り得た秘密について

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 34 条の「秘密」の基準は必ずしも明確ではありませんが、一般的には、単に形式的に秘密に指定されているだけでは足りず、実質的に秘密として保護するに値するものである必要があるとされています。

このため、入力しようとする情報が「職務上知り得た秘密」に該当するか否か不明の場合は、その情報が実質的に秘密として保護するに値するものであるかどうかを各所属で検討する必要があります。

(2) 生成物の利用に際しての注意事項

ア 生成物を鵜呑みにせず、根拠等をしっかり確認すること。

大規模言語モデル(LLM)の原理は、「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語」を出力することで、もっともらしい文章を作成していくものであり、書かれている内容には虚偽が含まれている可能性があります。

さらに、生成 AI は通常インターネット上の情報を学習させて作成されるため、生成物に意図しない偏りが含まれている可能性があり、偏りに気づかぬまま生成物を利用することにより、個人や集団を不当に差別することになるおそれがあります。

また、生成物に関する説明責任や生成物の利用に関する責任は生成 AI の利用者側にあり、利用者には生成物が最終的に公開されても支障のない内容であることを担保する責務があります。

そのため、生成物を利用するに当たっては、必ず根拠を確認するほか、正確性、妥当性、一貫性、説明可能性を確認するようにしてください。

✓ 確認の観点

- 正 確 性 :生成物に誤りがないこと。
- 妥 当 性 :生成物が職員の目的や利用状況に適合していること。
また、情報の偏りがないこと。
- 一 貫 性 :生成物が、生成物の内部で矛盾しておらず、他の情報源と比較しても整合していること。
- 説明可能性 :生成物に対して職員がその内容や根拠を説明できること。

✓ 生成 AI が苦手とするポイント

- 事実関係の誤り:生成 AI は意味を理解して文章を生成しているわけではないことから、単純な事実関係を誤るケースがあります。
- 偏り(偏見):インターネット上の情報を学習させて作られたものであることから、意図し

ない偏り(偏見)が含まれている可能性があります。

○計 算:一般的に計算は不得意とされているため、数字の取扱いには注意を要します。

○最 新 情 報:千葉県生成 AI 利用サービスについては、ある特定の時点までのインターネット上の情報を学習させて作られたものであり、インターネット検索と組み合わせた利用はできないことから、最新の情報には疎いとされています。

イ 権利侵害等となっていないかをしっかり確認すること。

単に他人の既存著作物、作家名、作品の名称を入力するだけの行為は、必ずしも直ちに著作権侵害に該当するとは限りませんが、生成物が、既存の著作物と同一・類似している場合は、生成物を利用(複製や配信等)する行為が著作権侵害に該当する可能性があります。

また、生成 AI を利用して生成したキャッチコピーなどを宣伝などに使う行為は、他者が権利を持っている登録商標権や登録意匠権を侵害する可能性があります。

上記を踏まえ、生成物を利用するに当たっては、以下の方法等により、必ず著作権侵害、商標権・意匠権侵害など、権利侵害となっていないかを職員で確認するようにしてください。

- 生成されたテキストを検索サービスに入力して検索する。
- 商品名やキャッチコピーに使用する場合は、独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する特許情報プラットフォーム(<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>)の検索機能を活用し、既に商標として登録されていないか検索し、確認する。

ウ 生成物は、原則として取捨選択、修正加工を行った上で利用すること。

生成物をそのまま利用した場合は、「千葉県生成 AI 利用サービスにより作成」と資料中に明記すること。

生成物はあくまでも一つの素材に過ぎないという前提に立ち、生成物をそのまま利用するのではなく、原則として取捨選択、修正加工を行った上で利用するようにしてください。

また、生成物を加工せずにそのまま利用した場合は、「千葉県生成 AI 利用サービスにより作成」と資料中に明記してください。

✓ 修正加工の目安について

どの程度修正加工等を行えばよいかの具体的な基準はありませんが、AI による生成物はあくまでも一つの素材に過ぎないという前提に立ち、正確性、妥当性の確保に加えて、利用する場面に合った内容にする、簡潔明瞭な内容にするなど、各業務の目的に照らし、十分な取捨選択、修正加工が求められます。

2 Bard 利用時の注意事項

(1) データ入力に際しての注意事項

ア 原則として、千葉県生成 AI 利用サービスを利用し、Bard はインターネット上の情報を元に生成を行う必要がある場合にのみ利用すること。

Bard はインターネット上に公開されているサービスであり、安全性が確保された千葉県生成 AI 利用サービスとは利用環境が異なるため、原則として、千葉県生成 AI 利用サービスを利用することとします。

ただし、千葉県生成 AI 利用サービスではインターネット上の情報を踏まえて回答を生成することができないため、その場合に限って、Bard を利用することとします。

イ 入力データが AI の学習データに利用されない設定を行った上で利用すること。

Bard の標準の設定では、生成 AI とのやりとりの「チャット履歴」が、AI のモデルの学習に利用される可能性があり、情報漏洩のリスクが考えられます。

そのため、Bard を利用するに当たっては、必ず事前に入力データが AI の学習データに利用されない設定をした上で利用してください。

ウ 機密性を有する情報を入力しないこと。

Bard は、インターネット上に公開されているサービスであり、入力データを AI の学習に利用されない設定をした場合でも、情報漏洩のリスクを完全に払しょくすることはできないため、機密性を有する情報の入力を禁止します。

表2 Bard の入力可能範囲（注）千葉県生成 AI 利用サービスの入力可能範囲は p. 4 参照

情報資産の例	入力可否
個人情報、法人情報、法令秘密情報、機密保持義務を課されている情報、訴訟・審査請求等に関する情報、地方公務員法第 34 条の「職務上知り得た秘密」に該当する情報等	不可
公表を前提としている文書、内部の通知文書、事案決定手続を経していない企画検討資料、会議・打ち合わせ記録等	不可
公開されている情報	可能

(2) 生成物の利用に際しての注意事項

ア 生成物を鵜呑みにせず、根拠等をしっかり確認すること。

大規模言語モデル(LLM)の原理は、「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語」を出力することで、もっともらしい文章を作成していくものであり、書かれている内容には虚偽が含まれている可能性があります。

さらに、生成 AI は通常インターネット上の情報を学習させて作成されるため、生成物に意図しない偏りが含まれている可能性があり、偏りに気づかぬまま生成物を利用することにより、個

人や集団を不当に差別することになるおそれがあります。

また、生成物に関する説明責任や生成物の利用に関する責任は生成 AI の利用者側にあり、利用者には生成物が最終的に公開されても支障のない内容であることを担保する責務があります。

そのため、生成物を利用するに当たっては、必ず根拠を確認するほか、正確性、妥当性、一貫性、説明可能性を確認するようにしてください。

✓ 確認の観点

- 正 確 性 :生成物に誤りがないこと。
- 妥 当 性 :生成物が職員の目的や利用状況に適合していること。
また、情報の偏りがないこと。
- 一 貫 性 :生成物が、生成物の内部で矛盾しておらず、他の情報源と比較しても整合していること。
- 説明可能性 :生成物に対して職員がその内容や根拠を説明できること。

上記のほか、Bard の場合は、質問時に回答の出典を示すように指示することで、情報元のリンク等が示される場合があるため、必要に応じて確認の参考とすること。

✓ 生成 AI が苦手とするポイント

- 事実関係の誤り :生成 AI は意味を理解して文章を生成しているわけではないことから、単純な事実関係を誤る場合があります。
- 偏り (偏 見) :インターネット上の情報を学習させて作られたものであることから、意図しない偏り(偏見)が含まれている可能性があります。
- 計 算 :一般的に計算は不得意とされているため、数字の取扱いには注意を要します。

イ 権利侵害等となっていないかをしっかり確認すること。

単に他人の既存著作物、作家名、作品の名称を入力するだけの行為は、必ずしも直ちに著作権侵害に該当するとは限りませんが、生成物が、既存の著作物と同一・類似している場合は、生成物を利用(複製や配信等)する行為が著作権侵害に該当する可能性があります。

また、生成 AI を利用して生成したキャッチコピーなどを宣伝などに使う行為は、他者が権利を持っている登録商標権や登録意匠権を侵害する可能性があります。

上記を踏まえ、生成物を利用するに当たっては、以下の方法等により、必ず著作権侵害、商標権・意匠権侵害など、権利侵害となっていないかを職員で確認するようにしてください。

- 生成されたテキストを検索サービスに入力して検索する。
- 商品名やキャッチコピーに使用する場合は、独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する特許情報プラットフォーム(<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>)の検索機能を活用し、既に商標として登録されていないか検索し、確認する。

ウ 生成物は、原則として取捨選択、修正加工を行った上で利用すること。
生成物をそのまま利用した場合は、「Bard により生成」と資料中に明記し、チャット内容を記録しておくこと。

生成物はあくまでも一つの素材に過ぎないという前提に立ち、生成物をそのまま利用するのではなく、原則として取捨選択、修正加工を行った上で利用するようにしてください。

また、生成物を加工せずにそのまま利用した場合は、「Bard により作成」と資料中に明記し、チャット内容を Word やテキストファイルで記録しておくようにしてください。

✓ 修正加工の目安について

どの程度修正加工等を行えばよいかの具体的な基準はありませんが、AI による生成物はあくまでも一つの素材に過ぎないという前提に立ち、正確性、妥当性の確保に加えて、利用する場面に合った内容にする、簡潔明瞭な内容にするなど、各業務の目的に照らして十分な取捨選択、修正加工が求められます。

第 4 その他

問題が発生した場合は、直ちに所属長に報告し、必要な措置を実施するようにしてください。また、デジタル推進課にも情報を共有するようにしてください。

本ガイドラインは、以下の資料を参考にして作成しました。

- ・神奈川県「神奈川県生成 AI の利用ガイドライン」(令和 5 年 8 月)
- ・福岡県生成 AI 検討プロジェクトチーム「生成 AI 庁内利活用ガイドライン 第 1 版」(令和 5 年 9 月)
- ・東京都デジタルサービス局「東京都文章生成 AI 利活用ガイドライン Version 1.2」(令和 5 年 9 月)
- ・一般社団法人日本ディープラーニング協会「生成 AI の利用ガイドライン 第 1.1 版」(令和 5 年 10 月)
- ・兵庫県「兵庫県生成 AI 利用ガイドライン」(令和 5 年 10 月)